

日本とGATT/WTO体制

横浜国立大学国際社会科学研究科
経済産業研究所

荒木一郎

1. 歴史的概観

安政の開国からカンクン閣僚会議
まで

1-1 日本の通商政策の起源

- 日米修好通商条約
 - 1858年調印 1860年批准書交換
- 日本政府は続いて蘭・露・英・仏と同様の条約締結
- 「不平等条約」
 - 領事裁判権
 - 関税自主権の欠如

1-2 「不平等条約」の経済的効果

- 関税自主権がなく、従価5%以上の輸入関税をかけることができなかつたため、(19世紀の米国やドイツとは異なり)高関税による国内産業保護策はとり得ず。
- 輸入代替工業化戦略ではなく、当初から「比較優位」を持つ軽工業製品の輸出を通じての工業化を指向。このことがかえって日本の近代化に寄与。
- 1911年には関税自主権を回復。第一次世界大戦後の不況をきっかけに「奢侈品」に対する高額関税の賦課も行われるようになったが、「近隣窮乏化」政策とまでは言えず。
- ただし、同様の「不平等条約」は当時のアジア諸国(中国、タイ)に共通の特徴。

1-3 1930年代の通商政策

- 基本的には通商面でも「幣原協調外交」路線
- 貿易摩擦の激化
 - 日印会商(1934)とその結果としての輸出自主規制
 - 米国とも雑貨について輸出自主規制を合意(1935)
 - 貿易調整及通商擁護ニ関スル法律(1934)

1-4 日本のガット加入問題

- サンフランシスコ講和条約発効直後(1952)から交渉開始
- 「仮加入」の提案(1953)
- ガット第23条改正提案 (市場攪乱)
- 加入議定書(1955)
 - 米国の強い支持
 - 欧州諸国(英、仏、伊、西)の強硬な反対
 - ガット第35条発動

1-5 中国のWTO加入との対比

- 交渉期間 1986-2001
- 「ガット締約国としての地位の回復」提案
- 特別セーフガード条項(市場攪乱)
- 加入議定書(2001)
 - 米国の強硬姿勢
 - その他諸国は日和見主義
 - WTO協定第13条(GATT第35条に相当)の発動は回避(エルサルバドルのみ)

1-6 ガット加入直後の日本

- **最優先課題： ガット第35条の対日適用撤回**
- **IMF8条国への移行 (1962)**
 - 多くの「残存輸入制限品目」残る。
- **訴訟嫌いの日本**
 - 日本が提訴国となる例はほとんどなし。
 - 日本が被提訴国となる場合は、多くの場合が二国間で解決。

1-7 1980年代末までの通商政策の特徴

- 輸出自主規制(VER)の多用
 - 繊維
 - 鉄鋼
 - カラーテレビ
 - 自動車
 - 工作機械
 - 半導体
- 農業保護(輸入割当)

1-8 歴史的転換点

- 半導体(Semiconductors)事件での敗訴(1987)
- 部品ダンピング(Parts and Components)事件(1988-90)
- 不公正貿易報告書の刊行開始(1992)
- ウルグアイ・ラウンドへの積極的参加(1986-94)
- 「攻撃的法律主義」(aggressive legalism)
- 農業保護の漸進的削減

1-9 今世紀初頭の新たな展開

- シアトル閣僚会議の失敗 (1999)
- 重層的通商政策
 - 日星経済連携協定 (2002)
- 通商政策の相手方としての中国の台頭
 - ねぎ等セーフガード事件(2001)
 - 加入議定書遵守問題
- ドーハ・ラウンドへの取り組み

2. 政府部内の役割分担

誰が対WTO政策を決定しているか

2-1 分析の視点

- John Ruggie “Embedded Liberalism”
- Bob Keohane & Joseph Nye “Club Model of International Cooperation”
- Joe Weiler “Ethos of Diplomats and Rule of Lawyers”

2-2 行政府

- 外務省
- 經濟産業省
- 財務省
- 農林水産省
- 内閣(総理官邸)

2-3 立法府

- **国会の権能**
 - 条約の承認(憲法73条3号)
 - 租税法律主義(憲法84条)
 - 議院内閣制(憲法67条)
- **政権党内の意見集約機構**
 - 農林水産物貿易調査会
 - 繊維対策特別委員会

2-4 司法院

- 西陣ネクタイ事件(1990)
 - 営業の自由(憲法22条)
 - 立法府の裁量権(憲法41条)
 - 条約・国際法規の遵守(憲法98条)

3. GATT/WTOのルールは誰の ためにあるか

中央政府以外の関係者

- 生産者団体
- 市民社会の代表
- 「消費者」は誰が代表するのか
- 地方自治体は関係ないのか(政府調達、基準認証)
- 弁護士(在野法曹)

- 学界の果たすべき役割は？